

第67回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社ハローズ
証券コード：2742



日 時

2025年5月29日（木曜日）
午前10時開会（受付開始午前9時）

場 所

当社本部2階 大会議室
岡山県都窪郡早島町早島3270番地1
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

(証券コード：2742)

2025年5月13日

(電子提供措置の開始日2025年5月2日)

株 主 各 位

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

(本部：岡山県都窪郡早島町早島3270番地1)

株 式 会 社 ハ ロ ー ス

代表取締役社長 佐 藤 利 行

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第67回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.halows.com/>

また、電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択してご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

ご来場いただけない場合は、以下のいずれかの方法により事前に議決権を行使いただくことが可能です。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2025年5月28日（水曜日）午後6時30分までに行使いただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、前記の行使期限までに議案に対する賛否を入力ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議決権行使に際しましては3～4ページの「議決権行使の方法についてのご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年5月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 岡山県都窪郡早島町早島3270番地1 当社本部2階大会議室
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第67期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料※の電子提供制度が開始されました。本制度は、株主総会にかかる株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトにてアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。
- ※ 株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類を指します。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年5月28日（水曜日）午後6時30分到着

インターネットによる議決権行使の場合



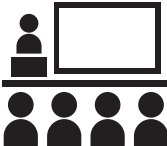
当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年5月28日（水曜日）午後6時30分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

当日ご出席いただける場合

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年5月29日（木曜日）午前10時

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 1 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2025年5月28日（水曜日）午後6時30分までに**、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

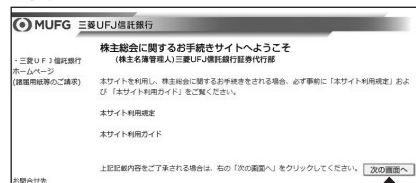
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

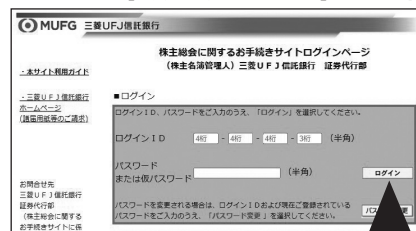
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（11名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、6ページから12ページのとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位及び担当
1 再任	さ とう とし ゆき 佐 藤 利 行	代表取締役社長 指名報酬委員
2 再任	さ とう たい し 佐 藤 太 志	取締役副社長営業担当兼開発部管掌兼コーポレートブランディング担当
3 再任	はな おか ひで のり 花 岡 秀 典	専務取締役管理本部長兼BCP担当
4 再任	たか はし まさ な 高 橋 正 名	専務取締役商品ライン本部長兼商品統括部長兼販売企画部管掌
5 再任	すえ みつ けん じ 末 光 憲 司	常務取締役店舗運営ライン本部長兼店舗業務支援室長
6 再任	すな だ けん じ 砂 田 健 二	取締役管理本部人事教育部長
7 再任	さ とう しん ぞう 佐 藤 新 三	取締役商品ライン本部副本部長兼商品企画部長
8 再任	おお はら たか のり 大 原 崇 典	取締役総合企画室長
9 新任	うえ はら みず え 上 原 瑞 江	
10 再任	社 外 独立役員 ふじ 藤 井 よし のり 義 則	社外取締役 指名報酬委員
11 再任	社 外 独立役員 いけ だ ち あき 池 田 千 明	社外取締役 指名報酬委員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	再 任 さとうとしゆき 佐藤利行 (1949年1月27日)	1971年10月 当社入社 1991年 7 月 当社代表取締役社長（現任） 2012年10月 一般財団法人ハローズ財団（現公益財団 法人ハローズ財団）理事長（現任） 2016年 9 月 株式会社西条プラザ代表取締役社長 （現任） 2020年12月 当社指名報酬委員（現任） 2022年12月 株式会社サンローズ代表取締役（現任） 2022年12月 株式会社サンローズ興産代表取締役（現 任） （重要な兼職の状況） 公益財団法人ハローズ財団理事長 株式会社西条プラザ代表取締役社長 株式会社サンローズ代表取締役 株式会社サンローズ興産代表取締役	2,488,010株
〔取締役候補者とした理由〕 これまで当社の代表取締役社長として経営を担っており、強いリーダーシップで会社全体を牽引して きた実績と経営全体に対する豊富な見識や高い使命感は当社の発展及び取締役会のさらなる機能強化 に資するため、取締役として適任と判断して選任しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	再 任 さ とう たい し 佐 藤 太 志 (1952年9月2日)	1975年 9 月 当社入社 1990年 6 月 当社事業管理部長 1995年 7 月 当社取締役商品部長 1999年 7 月 当社常務取締役商品本部長 2007年 3 月 当社常務取締役商品本部長兼商品部長 2009年 5 月 当社取締役副社長経営企画部及び商品本部管掌 2011年 5 月 当社取締役副社長管理本部長 2012年10月 当社取締役副社長経営企画室長兼管理本部長 2019年 3 月 当社取締役副社長経営企画室長 2019年 9 月 当社取締役副社長営業担当兼経営企画室管掌 2022年 5 月 当社取締役副社長営業担当兼経営企画室管掌兼開発部管掌 2023年 5 月 当社取締役副社長営業担当兼開発部管掌兼コーポレートブランディング担当（現任） 2023年 6 月 株式会社さんミラーズ代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社さんミラーズ代表取締役	400,000株
[取締役候補者とした理由] これまで当社の取締役副社長として経営を担っており、商品部長、管理本部長及び経営企画室長などを担当してきた実績と経営全般に対する豊富な職務経験を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	はな おか ひで のり 花 岡 秀 典 再 任 (1956年7月2日)	1979年 4 月 岡野食品産業株式会社入社 1981年 2 月 当社入社 1998年11月 当社商品部部長 2001年 9 月 当社店舗運営部部長 2002年 6 月 当社執行役員店舗運営部部長 2006年11月 当社執行役員店舗運営部長兼福山地区長 2007年 3 月 当社執行役員 S V 部長 2009年 5 月 当社取締役商品本部長兼商品部長 2012年10月 当社取締役商品本部長 2013年 6 月 当社取締役商品ライン本部商品統括部長 2014年 4 月 当社常務取締役商品ライン本部副本部長 兼生鮮統括部長 2019年 3 月 当社常務取締役管理本部長 2019年 9 月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長 2021年 5 月 当社専務取締役管理本部長兼総務部長 2023年 7 月 株式会社サンポラリス代表取締役（現任） 2024年 4 月 当社専務取締役管理本部長兼BCP担当 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社サンポラリス代表取締役	10,000株
	[取締役候補者とした理由] これまで当社の店舗運営部門、商品部門及び管理本部の責任者として業務経験を有しており、経営の重要事項の決定及び担当部門の監督等の職務執行の実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	たか はし まさ な 高橋正名 再 任 (1959年3月14日)	1981年 3 月 当社入社 1998年11月 当社商品部部長 2002年 6 月 当社執行役員商品部部長 2006年11月 当社執行役員生鮮商品部長 2007年 3 月 当社執行役員物流企画部長 2009年 5 月 当社取締役物流企画部長 2011年 3 月 当社取締役物流部長兼物流センター長 2013年 6 月 当社取締役商品ライン本部業務システム部長 2014年 4 月 当社常務取締役商品ライン本部副本部長兼ドライ統括部長業務システム部管掌 2019年 3 月 当社常務取締役商品ライン本部副本部長兼商品統括部長業務システム部管掌 2021年 5 月 当社専務取締役商品ライン本部長兼商品統括部長兼販売企画部管掌（現任） 2024年 6 月 株式会社藤屋取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社藤屋取締役	45,000株
	[取締役候補者とした理由] これまで当社の商品部門及び物流部門の責任者として、商品調達及び物流体制の構築に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。		
5	すえ みつ けん じ 末光憲司 再 任 (1961年8月28日)	1984年 3 月 当社入社 2007年11月 当社店舗運営本部店舗運営部長 2011年 5 月 当社取締役店舗運営部長 2013年 6 月 当社取締役店舗運営ライン本部副本部長兼四国地区長 2021年 5 月 当社常務取締役店舗運営ライン本部長兼店舗業務支援室長兼岡山地区長 2022年 5 月 当社常務取締役店舗運営ライン本部長兼店舗業務支援室長（現任）	9,300株
	[取締役候補者とした理由] これまで当社の店舗運営部門の責任者として、販売の第一線の牽引及び新商圏への対応と浸透を担当してきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	すな だ けん じ 再 任 (1972年 1 月 1 日)	1996年 4 月 当社入社 2014年 4 月 当社管理本部人事教育部長 2016年 3 月 当社執行役員管理本部人事教育部長 2021年 5 月 当社取締役管理本部人事教育部長（現任）	19,500株
	[取締役候補者とした理由] これまで店長として店舗運営及び人事教育部長として会社の人事・教育全般に携わり、会社の経営に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。		
7	さ とう しん ぞう 再 任 (1979年 3 月 23 日)	2011年 4 月 当社入社 2021年 5 月 当社執行役員店舗運営ライン本部副本部長兼倉敷地区長 2023年 2 月 当社執行役員商品ライン本部副本部長兼商品企画部長 2023年 5 月 当社取締役商品ライン本部副本部長兼商品企画部長（現任） 2024年 6 月 株式会社藤屋代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社藤屋代表取締役社長	211,000株
	[取締役候補者とした理由] これまで店舗運営部門、社長室及び商品部門など幅広く会社の各部門の管理に携わり、豊富な職務経験とそれらで培われた総合的な知見により、取締役として適任と判断して選任しております。		
8	おお はら たか のり 再 任 (1974年 3 月 8 日)	1999年 4 月 当社入社 2019年 9 月 経営企画室長 2021年 5 月 当社執行役員経営企画室長 2023年 5 月 当社取締役総合企画室長（現任） 2024年 6 月 株式会社藤屋取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社藤屋取締役	10,600株
	[取締役候補者とした理由] これまで店長として店舗運営及び総合企画室長として会社の戦略立案等に携わり、会社の経営に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
9	新 任 う え は ら み づ え 上 原 瑞 江 (1974年12月22日)	2001年 1 月 株式会社トレンド・プロ入社 2022年11月 株式会社トレンド・プロプロジェクトデ ィレクター（現任）	一株
	[取締役候補者とした理由] 出版業界において長年にわたって培われた経験等を、当社の企業価値のさらなる向上に貢献してい ただけることを期待し、取締役として適任と判断して選任するものです。		
10	再 任 社 外 ふ じ い よ し の り 藤 井 義 則 (1970年10月2日) 独立役員	1994年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査 法人）広島事務所入所 1998年 4 月 公認会計士登録 2006年 7 月 公認会計士藤井義則事務所（現ビズリン ク公認会計士共同事務所）開設（現任） 2006年11月 ビズリンク・アドバイザー株式会社 設立 取締役 2008年 7 月 ビズリンク・アドバイザー株式会社 代表取締役（現任） 2011年 4 月 税理士法人いぶぎ設立 代表社員 （現任） 2011年 6 月 両備信用組合 監事（現任） 2012年10月 公益財団法人ハローズ財団 監事 （現任） 2015年 5 月 当社取締役（現任） 2016年 6 月 株式会社フェニックスバイオ 取締役 （現任） 2018年 9 月 カーツ株式会社 監査役（現任） 2020年12月 当社指名報酬委員（現任）	一株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 公認会計士として培われた専門知識・経験に基づく高い見識を有しており、当社の内部統制を始めと する取締役会のさらなる機能強化に資することを期待し、社外取締役として適任と判断して選任する ものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
11	再任 社外 独立役員 いけ だ ち あき 池 田 千 明 (1978年7月26日)	2006年4月 最高裁判所司法修習生 2007年10月 弁護士登録（岡山弁護士会、板野法律事務所入所）（現任） 2015年5月 当社取締役（現任） 2020年12月 当社指名報酬委員（現任）	一株
	[社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由並びに期待される役割] 弁護士として培われた専門知識・経験に基づく高い見識を有しており、当社のコンプライアンス体制など取締役会のさらなる機能強化に資することを期待し、社外取締役として適任と判断して選任するものです。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井義則氏、池田千明氏は社外取締役候補者であります。
3. 藤井義則氏、池田千明氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって10年となります。
4. 当社は、藤井義則氏、池田千明氏を東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、藤井義則氏、池田千明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- 各取締役候補者は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。新任取締役候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

2024年6月12日付けをもって監査等委員である取締役藤原恵子氏が辞任され、また本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、14ページから17ページのとおりであります。

候補者 番号		氏 名	当社における地位及び担当
1	再任	社外 独立役員 お尾崎和正	監査等委員 指名報酬委員
2	再任	社外 独立役員 おかもとひとし	監査等委員
3	新任	社外 独立役員 すぎやましんさく	
4	新任	社外 独立役員 とみやまえいこ	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	再任 社外 独立役員 お ぎき かず まさ 尾 崎 和 正 (1958年 1 月 5 日)	2006年 7 月 金融庁検査局総務課金融証券検査官 2008年 7 月 財務省中国財務局理財部金融監督第二課長 2010年 7 月 財務省中国財務局総務部人事課長 2015年 6 月 株式会社トマト銀行常勤監査役 2019年 6 月 トマトビジネス株式会社取締役社長 2021年 5 月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2022年 2 月 当社指名報酬委員（現任）	一株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 金融庁及び金融機関で培われた幅広い見識並びに財務及び会計に相当程度の知見を有しており、当社の監査及び独立した立場からの経営の監督強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		
2	再任 社外 独立役員 おか もと ひとし 岡 本 均 (1956年 2 月 13 日)	2012年 2 月 株式会社トマト銀行理事総務部長 2013年 5 月 当社監査役 2021年 5 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	2,000株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識を有し、当社監査等委員として大局的、専門的見地からの監査を行っており、経営の健全性と透明性の確保に寄与いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	新 任 社 外 独立役員 すぎ やま しん さく 杉 山 愼 策 (1949年1月18日)	1971年4月 国立岡山大学法文学部副手 1973年4月 株式会社資生堂 入社 1995年4月 株式会社日本リーバ理事 1999年3月 マテルジャパン代表取締役社長 2001年1月 日本ロレアル株式会社取締役副社長 2001年8月 株式会社イーアイエス監査役（現任） 2005年1月 国立大学法人東京海洋大学客員教授 2006年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授 2011年4月 国立大学法人岡山大学キャリア開発セン ター教授 2012年11月 株式会社WATER取締役（現任） 2013年4月 就実大学人文科学部教授 2013年10月 公益財団法人中島記念財団理事（現任） 2014年4月 就実大学経営学部学部長兼教授 2014年11月 岡山市基本政策審議会審議委員 2015年4月 就実大学・就実短期大学副学長 2019年4月 就実大学名誉教授 2019年11月 中国学園大学・中国短期大学理事・副学 長 2020年4月 中国学園大学国際教養学部学部長 2020年4月 岡山県立大学大学院非常勤講師（現任） 2020年5月 特定非営利活動法人こくさいこどもフォ ーラム岡山理事・国際塾塾長（現任） 2022年1月 岡山市民文化大学学長（現任） 2023年10月 岡山県中小企業振興審議会審議委員副会 長（現任） 2024年6月 一般財団法人岡山県国際交流協会理事 （現任） 2024年11月 岡山市基本政策審議会審議委員副会長 （現任）	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	新 任 社 外 独立役員 すぎ やま しん さく 杉 山 愼 策 (1949年1月18日)	(重要な兼職の状況) 株式会社イーアイエス監査役 株式会社WATER取締役 公益財団法人中島記念財団理事 岡山県立大学大学院非常勤講師 特定非営利活動法人こくさいこどもフォーラム岡山理事・国際塾塾長 岡山市民文化大学学長 岡山県中小企業振興審議会審議委員副会長 一般財団法人岡山県国際交流協会理事 岡山市基本政策審議会審議委員副会長	一株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 経営者及び学識者として培われた豊富な経験、幅広い見識に基づき、中立的かつ客観的な観点から、当社の経営の健全性確保のための監査をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。			
4	新 任 社 外 独立役員 とみ やま えい こ 富 山 栄 子 (1963年10月31日)	2010年 4 月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授（現任） 2014年 4 月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長 2018年 6 月 日本精機株式会社社外取締役 2019年 6 月 日本精機株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年 4 月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科副学長（地域・産官学連携担当、国際担当）（現任） (重要な兼職の状況) 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授 日本精機株式会社社外取締役（監査等委員） 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科副学長（地域・産官学連携担当、国際担当）	一株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 長年の研究によって培われた経営・経済に関する専門的な知識、経験等を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 尾崎和正氏、岡本均氏、杉山愼策氏及び富山栄子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 尾崎和正氏、岡本均氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、尾崎和正氏、岡本均氏を東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、杉山愼策氏、富山栄子氏が選任された場合、両氏を東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、尾崎和正氏、岡本均氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、杉山愼策氏、富山栄子氏が選任された場合、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- 各取締役候補者は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。新任取締役候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年5月27日開催の第63回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、また、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額を年額70百万円以内とする旨ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して支給する報酬は当社の普通株式とし、その総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）いたします。

なお、本議案に基づき支給される当社の普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

また、対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は9名ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案

どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）は8名となります。

また、本議案に基づく対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式付与の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、徐々に経済活動が正常化に向かう一方、資源価格や原材料価格の高騰及び円安による物価上昇等、先行きに不透明感を残す状況で推移しました。

小売業界を取り巻く環境につきましては、輸入物価の高騰等によるインフレを背景に、日常の買物での生活防衛意識はさらに強まり、低価格志向が続きました。なお、スーパーマーケット業界では商品価格の上昇を背景に、既存店の売上高前年比は増加基調となりました。

このような状況の中で当社は、次の取り組みを行いました。

商品面におきましては、継続して重点販売商品の育成及び適切な品質かつ低価格を基本コンセプトとしたプライベートブランド商品の拡充に努めました。また、8月から岡山県立大学との共同開発による「栄養バランス弁当」第12弾を発売しました。

販売促進面におきましては、生活防衛企画及び自社会員カード（ハロカ）のポイント優遇施策を継続しました。また、2025年1月にお客様がより便利にお買い物していただける機能を持つ、ハローズアプリの運用を開始しました。

店舗運営面におきましては、2024年4月に岡山県岡山市の岡南店、5月に香川県観音寺市の観音寺店、6月に同県高松市の六条店、7月に岡山県笠岡市の笠岡店、8月に広島県福山市の南駅家店（売場面積600坪型の標準店舗へ増床）、10月に岡山県岡山市の津高店及び2025年1月に広島県府中市の高木店を改装し、買物がしやすい環境作りによる店舗の魅力アップを図りました。また、2024年12月に環境負荷低減を目的とし、四国エリア11店舗へオフサイトPPAを導入及び不足電力については再エネ電力を使用することで、当該店舗の再エネ100%化に取り組みました。その他、業務改善施策として、自動発注システム拡大に取り組みました。

店舗開発面におきましては、2024年11月に香川県丸亀市へ綾歌店及び山口県山陽小野田市へ小野田店を売場面積600坪型24時間営業の店舗として新規出店しました。また、2024年8月に兵庫県姫路市の広畑店を閉店しました。これにより店舗数は、広島県32店舗、岡山県27店舗、香川県15店舗、愛媛県9店舗、徳島県9店舗、兵庫県13店舗及び山口県2店舗、合計107店舗となりました。

社会貢献面におきましては、食品ロス削減の仕組みである「ハローズモデル」を中心に、

各自治体、フードバンク事業関連団体及び各企業と連携した活動、並びに自社エコセンターによる資源の再利用化に取り組みました。また、店頭で回収したエコキャップの収益を2024年4月及び5月に自治体へ寄付し、地域との連携強化を図りました。なお、その他の取り組みにつきましては当社ウェブサイトに掲載しております「ハローズサステナビリティレポート」にまとめております。

組織面におきましては、2024年4月に近年のインフレ環境に配慮し従業員の生活支援を目的に、正社員及び嘱託社員を対象に月額3万円の賃金のベースアップを行いました。また、2024年10月に中長期的な業績及び企業価値向上を目的とし、管理職に対してストックオプション（新株予約権）の発行を決議しました。

物流面におきましては、「物流の2024年問題」をはじめとする課題解決に対応することを目的に、賛同企業と連携して『中四国物流研究会』を発足しました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は2,107億52百万円（前期比7.8%増）、営業利益は122億70百万円（前期比12.9%増）、経常利益は123億1百万円（前期比12.9%増）及び当期純利益は89億13百万円（前期比3.8%増）となりました。営業収益は、売上高と営業収入の合計であります。

部門別商品売上高

区 分		売 上 高	構 成 比 率				
		百万円	%				
青 鮮 惣 精	果	23,778	11.6				
	魚	13,755	6.7				
	菜	28,268	13.8				
	肉	24,020	11.7				
生	鮮	計	89,822	43.8			
デ	イ	リ	一	49,362	24.1		
一	般	食	品	33,408	16.3		
そ	の	他		32,252	15.7		
グ	ロ	サ	リ	一	計	115,024	56.2
合		計		204,846	100.0		

(注)「その他」部門は「菓子」、「酒類」、「雑貨」及び「催事」の合計であります。

2. 資金調達及び設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、新規出店等の設備投資資金として、金融機関から長期借入金1億円の資金調達を行っております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、119億96百万円となりました。その内訳は、新店2店舗の新設23億37百万円、テナント棟の新設及び既存店舗の改装等31億19百万円、出店予定地の土地取得等65億39百万円であります。

3. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

5. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年5月31日に株式会社藤屋の株式7,329株を527,489千円で取得しております。

7. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気は引き続き回復基調を維持するとの見方があるものの、物価の上昇等により、消費マインドの冷え込み懸念など、生活防衛意識による慎重な購買活動及び低価格志向が続くものと見込まれます。加えて、人口の減少、年齢構成及びライフスタイルの変化などが続き、これらへの対応及びオーバーストアなどの競争環境激化への対応が迫られております。

(1) 出店における課題

広島、岡山、香川、愛媛、徳島、兵庫、山口及び高知商勢圏でのドミナント化を確立してまいります。業態に関しましては、主にサバブ（郊外住宅地域）及びアーバン（都市住宅地域）に出店する売場面積600坪型・450坪型の標準化したフォーマットを確立してまいります。また、買物に便利な商業集積地として、異業種と複合化したオープンモール型のN S C化と商圏内ベスト立地の確保に引き続き取り組んでまいります。

(2) 改装における課題

既存店の改装を行い業績の向上を再認識したため、今後は大規模な店舗改装を強化してまいります。お客様への快適な買物空間の提供、変化する消費者ニーズへの対応、LED照明・省エネルギータイプの空調・冷蔵設備等の導入による光熱費の低減、売場や作業場の標準化を行い作業手順の統一による効率改善のため、既存店舗の改装は建設後の年数を考慮し計画的に取り組んでまいります。

(3) 商品における課題

新鮮な生鮮食品、利便性の高い惣菜等の調理済み食品、メーカー製造の加工食品及び当社P B商品を販売計画及びカテゴリーマネジメントに基づいて、消費者へ提供してまいります。

当社P B商品「ハローズセレクト」に関しましては、積極的に商品開発を進め、品揃え等の充実を図ってまいります。開発商品、仕入商品の安全・安心に関しましては、社内自主衛生基準に基づく工場調査を継続的に実施してまいります。

商品の物流面に関しましては、早島物流センターを基軸に、その他物流センター等の物流網を有効的に活用し、商品の安定供給と物流の効率化を推進してまいります。

(4) 店舗運営における課題

店舗における商品発注、商品補充、生鮮品の加工及び清掃等の業務が時間帯ごとに明確化された「24時間店舗運営システム」、24時間営業の商品・資材の提供を支援する「24時間物流システム」、そして顧客ニーズと各業務システムを連携する「24時間情報システム」をさらに高度運用することにより、労働生産性の向上、品切れによるチャンスロスの防止、売れ残り等のロスの削減、ローコスト・オペレーションの確立に努めてまいります。また、安全な商品を安心して購入していただくために、店舗衛生検査、表示チェックなどを強化し、適正な鮮度、品質、表示を継続してまいります。

(5) 組織における課題

昇格制度や業績評価制度及び報奨金制度等のインセンティブを導入し、モチベーションの向上を促すとともに、各種研修プログラムの充実を図り、人材育成に力を注いでまいります。また、営業力の強化のために、店長・副店長及び主任の早期育成並びにパートタイム社員の戦力化を図ります。採用に関しましては、今後の出店にともない、新卒者及びパートタイム社員を積極的に雇用するとともに、中途採用においても、嘱託社員及び経験者など優秀な人材の確保に努めてまいります。

(6) 環境保全における課題

新規店舗及び既存店舗での再生可能エネルギー及び省エネ設備導入、店舗での電気使用量削減活動による省エネへの取り組み、食品リサイクル活動、エコセンターを活用した容器等の資源リサイクル等を推進し、環境負荷の低減に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

8. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第64期 (2021.3.1～2022.2.28)	第65期 (2022.3.1～2023.2.28)	第66期 (2023.3.1～2024.2.29)	第67期（当期） (2024.3.1～2025.2.28)
営 業 収 益 (百万円)	163,374	174,107	195,444	210,752
経 常 利 益 (百万円)	8,713	9,141	10,896	12,301
当 期 純 利 益 (百万円)	5,932	6,201	8,589	8,913
1 株当たり当期純利益 (円)	277.77	290.27	402.12	416.95
総 資 産 (百万円)	87,266	99,148	104,284	112,869
純 資 産 (百万円)	49,400	54,806	62,514	70,428
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	2,306.90	2,557.36	2,916.65	3,282.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の自己株式を除く平均発行済株式総数により算出しております。なお、1株当たり純資産は自己株式を除く期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2023年2月期の期首から適用しており、2023年2月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

10. 主要な事業内容

当社は、スーパーマーケットチェーンとして商品の小売を主たる事業とし、販売商品は一般食品・生鮮食品等の食料品、日用品等の雑貨を取り扱っております。

11. 主要な営業所等

本 社 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)

本 部 岡山県都窪郡早島町早島3270番地1

早島物流センター 岡山県都窪郡早島町早島3262番地2

坂出口ジスティクスセンター 香川県坂出市番の州町18番8

店 舗 広島県 [32店舗] 岡山県 [27店舗] 香川県 [15店舗]
愛媛県 [9店舗] 徳島県 [9店舗] 兵庫県 [13店舗]
山口県 [2店舗]

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,388名	83名増	34.65歳	10.94年

(注) このほか、パートタイマーの期中平均人員は、4,860名（1日8時間換算）であります。

13. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社もみじ銀行	1,769
株式会社中国銀行	1,685
株式会社広島銀行	1,647
株式会社山陰合同銀行	1,111
株式会社トマト銀行	954

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数
- 普通株式49,200,000株
2. 発行済株式の総数
- 普通株式21,458,100株 (自己株式 72,318株を含む。)
3. 株主数
- 6,370名
4. 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社サンローズ	4,866,900	22.8
佐藤利行	2,488,010	11.6
イオン株式会社	1,822,900	8.5
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,412,702	6.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	886,800	4.1
ハローズ従業員持株会	783,013	3.7
佐藤太志	400,000	1.9
公益財団法人ハローズ財団	384,000	1.8
株式会社さんみらーズ	280,000	1.3
野村信託銀行株式会社 (投信口)	267,500	1.3

(注) 持株比率は、自己株式 (72,318株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	2016年度役員新株予約権	2017年度役員新株予約権	2018年度役員新株予約権	2019年度役員新株予約権
発 行 決 議 日	2016年5月26日	2017年5月25日	2018年5月24日	2019年5月23日
区 分	取締役（注）1	取締役（注）1	取締役（注）1	取締役（注）1
保 有 者 数	7名	7名	7名	7名
新 株 予 約 権 の 数	142個	72個	63個	76個
新株予約権の1個当たりの株式数	100株	100株	100株	100株
目的となる株式の数	14,200株	7,200株	6,300株	7,600株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円	1円
権 利 行 使 期 間	2016年6月11日から 2046年6月10日まで	2017年6月10日から 2047年6月9日まで	2018年6月9日から 2048年6月8日まで	2019年6月8日から 2049年6月7日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3			

	2020年度役員新株予約権	2021年度役員新株予約権	2022年度役員新株予約権	2023年度役員新株予約権
発 行 決 議 日	2020年5月28日	2021年5月27日	2022年5月26日	2023年5月25日
区 分	取締役（注）1	取締役（注）2	取締役（注）2	取締役（注）2
保 有 者 数	7名	7名	7名	9名
新 株 予 約 権 の 数	59個	64個	65個	72個
新株予約権の1個当たりの株式数	100株	100株	100株	100株
目的となる株式の数	5,900株	6,400株	6,500株	7,200株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円	1円
権 利 行 使 期 間	2020年6月13日から 2050年6月12日まで	2021年6月12日から 2051年6月11日まで	2022年6月11日から 2052年6月10日まで	2023年6月10日から 2053年6月9日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3			

	2024年度役員新株予約権
発 行 決 議 日	2024年5月23日
区 分	取締役（注）2
保 有 者 数	9名
新 株 予 約 権 の 数	59個
新株予約権の1個当たりの株式数	100株
目的となる株式の数	5,900株
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	1円
権 利 行 使 期 間	2024年6月8日から 2054年6月7日まで
新株予約権の行使の条件	（注）3

- （注） 1. 社外取締役には新株予約権を付与していません。
2. 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役には新株予約権を付与していません。
3. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができ。
 - ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

新株予約権の名称	株式会社ハローズ第5回新株予約権
発行決議日（付与日）	2024年10月15日(2024年10月30日)
新株予約権の数	805個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 80,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の1株当たりの行使価額	4,225円
権利行使期間	2026年10月16日から2029年10月15日
主な行使の条件	(注) 2
新株予約権の割当の対象者及びその人数	当社従業員 268名

(注) 1. 上記のうち、8個（800株）は退職により権利を喪失しています。

2. 主な行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ②新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間の期間内において、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ④その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割り当て契約に定めるものとする。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 利 行	指名報酬委員 公益財団法人ハローズ財団理事長 株式会社西条プラザ代表取締役社長 株式会社サンローズ代表取締役 株式会社サンローズ興産代表取締役
取締役副社長	佐 藤 太 志	営業担当 兼 開発部管掌 兼 コーポレートブランディング担当 株式会社さんミラーズ代表取締役
専 務 取 締 役	花 岡 秀 典	管理本部長 兼 BCP担当 株式会社サンポラリス代表取締役
専 務 取 締 役	高 橋 正 名	商品ライン本部長 兼 商品統括部長 兼 販売企画部管掌 株式会社藤屋取締役
常 務 取 締 役	末 光 憲 司	店舗運営ライン本部長 兼 店舗業務支援室長
取 締 役	小 塩 登美子	総合企画室社長特命担当 兼 女性活躍推進担当 指名報酬委員
取 締 役	砂 田 健 二	管理本部人事教育部長
取 締 役	佐 藤 新 三	商品ライン本部副本部長 兼 商品企画部長 株式会社藤屋代表取締役社長
取 締 役	大 原 崇 典	総合企画室長 株式会社藤屋取締役
取 締 役	藤 井 義 則	指名報酬委員
取 締 役	池 田 千 明	指名報酬委員
取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤)	小 田 俊 二	
取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤)	尾 崎 和 正	指名報酬委員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡 本 均	

- (注) 1. 取締役藤井義則氏、池田千明氏、尾崎和正氏及び岡本均氏は、社外取締役であります。
2. 取締役藤井義則氏、池田千明氏、尾崎和正氏及び岡本均氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 社内からの円滑な情報収集及び監査等委員会の監査・監督機能の強化のため、常勤の監査等委員を選定しております。

２．取締役の選任理由

地 位 氏 名	選任の理由
代表取締役社長 佐 藤 利 行	これまで当社の代表取締役社長として経営を担っており、強いリーダーシップで会社全体を牽引してきた実績と経営全般に対する豊富な見識や高い使命感は当社の発展及び取締役会のさらなる機能強化に資するため、取締役として適任と判断して選任しております。
取締役副社長 佐 藤 太 志	これまで当社の取締役副社長として経営を担っており、商品部長、管理本部長及び経営企画室長などを担当してきた実績と経営全般に対する豊富な職務経験を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
専 務 取 締 役 花 岡 秀 典	これまで当社の店舗運営部門、商品部門及び管理本部の責任者として業務経験を有しており、経営の重要事項の決定及び担当部門の監督等の職務執行の実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
専 務 取 締 役 高 橋 正 名	これまで当社の商品部門及び物流部門の責任者として、商品調達及び物流体制の構築に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
常 務 取 締 役 末 光 憲 司	これまで当社の店舗運営部門の責任者として、販売の第一線の牽引及び新商勢圏への対応と浸透を担当してきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
取 締 役 小 塩 登美子	これまで当社の財務経理部門、管理部門全般及び社長室の責任者として、会社の経営に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
取 締 役 砂 田 健 二	これまで店長として店舗運営及び人事教育部長として会社の人事・教育全般に携わり、会社の経営に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
取 締 役 佐 藤 新 三	これまで店舗運営部門、社長室及び商品部門など幅広く会社の各部門の管理に携わり、豊富な職務経験とそれらで培われた総合的な知見により、取締役として適任と判断して選任しております。
取 締 役 大 原 崇 典	これまで店長として店舗運営及び経営企画室（現 総合企画室）長として会社の戦略立案等に携わり、会社の経営に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
取 締 役 藤 井 義 則	公認会計士として培われた専門知識・経験に基づく高い見識は、当社の内部統制を始めとする取締役会のさらなる機能強化に資するものと考え、選任しております。
取 締 役 池 田 千 明	弁護士として培われた専門知識・経験に基づく高い見識は、当社のコンプライアンス体制など取締役会のさらなる機能強化に資するものと考え、選任しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤) 小 田 俊 二	これまで当社の店舗運営部門の責任者として、販売部門の統括及び成長に向けた体制整備に携わり、また、取締役として会社経営に携わることにより培われた見識で、取締役監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断して選任しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤) 尾 崎 和 正	金融庁及び金融機関で培われた幅広い見識並びに財務及び会計に相当程度の知見を有しており、社外取締役監査等委員として適任と判断して選任しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員) 岡 本 均	金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識により、社外取締役監査等委員として適任と判断して選任しております。

3. 当事業年度中に辞任した取締役

2024年6月12日をもって、社外取締役 藤原恵子氏は、辞任により退任いたしました。

4. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

(1) 就任

該当事項はありません。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

5. 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為に起因する損害等については、補填の対象外としております。

7. 取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容に関する方針

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、会社の経営成績及び各取締役の職務の内容と業績を勘案し相当と思われる額としております。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議内容は、2021年5月27日に取締役（監査等委員である取締役を除く、10名。）の報酬限度額を年額300百万円以内とするものであります。また、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対しての業績連動型報酬に関する決議を2021年5月27日に行い、その内容は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、8名。）に対して年額70百万円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（業績連動報酬を含む。）又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、社外取締役を含む指名報酬委員会で検討した内容を取締役会において審議することとしております。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額に関する方針は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、各監査等委員である取締役の職務の内容を勘案し相当と思われる額としております。

当社の監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議内容は、2021年5月27日に監査等委員である取締役（5名）の報酬限度額を年額50百万円以内とするものであります。各監査等委員である取締役の報酬については、上記報酬総額の限度内にて監査等委員の協議により決定することとしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されており、その支給割合は、ストックオプション報酬規程に定めており、今後も業績連動の割合については検討していく考えであります。

また、業績連動報酬に係る指標は、当社株式の株価であります。当該指標を選択した理由は、当社の主要な経営指標はROEであり中長期的な目標10%以上を目指しつつ、営業収益5～10%の年間成長率を継続することにより企業価値の向上を果たし、その結果、株価に連動した中長期的な責任を明確にすることでありあります。

(2) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 (ストック オプション)	
取締役（監査等委員である ものを除く。） （うち社外取締役）	170 (6)	146 (6)	23 (－)	11 (2)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	36 (19)	36 (19)	－	4 (3)

- (注) 1. 上記取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額23百万円を含んでおります。
2. 2021年5月27日開催の第63回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役2名）です。また別枠で、2021年5月27日開催の第63回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額70百万円以内（社外取締役を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役2名）です。
3. 2021年5月27日開催の第63回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は50百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役4名）です。
4. 業績連動報酬（ストックオプション）の額は、取締役の報酬に関する規程に定めた役位ごとの係数に基づき基準額を決定しており、当該基準額を基礎として、取締役会で定めた基準日を含む過去10営業日の平均株価に基づき割当個数を算出し、新株予約権の割当日の当社株式の終値等を基に、外部評価機関が会計基準に基づき公正な評価額を算出しております。なお、当事業年度に係る業績連動報酬（ストックオプション）の額は、2024年5月9日を含む過去10営業日及び2024年6月7日時点の当社株式の終値等を基に算出いたしました。
5. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、指名報酬委員会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する決定方針及び規程に基づき審議したうえで、取締役会にて決議していることから、当該方針に沿うものと判断しております。

8. 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	藤 井 義 則	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）及び委員を務める指名報酬委員会の全てに出席し、会計面の専門的見地並びに幅広い見識に基づいた発言を行っております。
取締役	池 田 千 明	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）及び委員を務める指名報酬委員会の全てに出席し、法律面の専門的見地並びに幅広い見識に基づいた発言を行っております。
取締役 （監査等委員） （常勤）	尾 崎 和 正	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）、監査等委員会13回のうち13回（100％）及び委員を務める指名報酬委員会の全てに出席し、必要に応じ、主に内部統制及びコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	岡 本 均	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）及び監査等委員会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、主に内部統制及びコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	藤 原 恵 子	在任中の当事業年度開催の取締役会5回のうち4回（80％）及び監査等委員会4回のうち2回（50％）に出席し、必要に応じ、主に内部統制及びコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 35百万円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 35百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容の妥当性、報酬見積もりの算定根拠等を検証した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査が明確に区分できないため報酬等の合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、その旨及び理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第399条の2第3項第2号に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月25日開催の取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、その後一部改訂いたしました。(最終改訂：2025年3月1日)

基本方針は下記のとおりであります。

(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりません。監査等委員会から補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ決定することにします。

(2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置した場合には、当該使用人の人事異動及び人事評価等の決定は、事前に監査等委員会の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。

(3) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会から要請があれば、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配員を検討します。
- ② 監査等委員会は、取締役が監査等委員会の意向に反する人事異動をしたり、独立性を侵害するような指示を職務補助者にした場合に、それらを取り消す権利を有します。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

(4) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、その求めに応じ業務内容を報告する責務があります。取締役及び使用人は、これを拒むことはできません。
- ② 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正行為及び重要な法令や定款違反行為を認めた場合は監査等委員会に報告します。

- ③ 選定監査等委員は、取締役会、常勤取締役会、経営戦略会議及び課題確認会議等の主要な会議に出席し、各種の重要な情報を得るとともに、取締役や執行役員等から業務執行状況の報告を受けております。
 - ④ 内部通報制度の運用及び通報の内容を、担当者は定期的に監査等委員会に報告します。
- (5) 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 内部統制に関する活動概要等を、監査等委員会に報告したことを理由に、その取締役及び使用人を不利な取扱いにした場合、不利な取扱いを行った取締役及び使用人は、懲罰の対象となります。
 - ② 取締役及び使用人は、業務内容、業績及び重要書類の内容等を、監査等委員会に報告したことによって、他の取締役及び使用人から不利な取扱いを受けることはありません。
- (6) 監査等委員会の職務執行により生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員会が必要と考える場合には、外部の専門家の助言を得る費用は会社が負担します。
 - ② 監査等委員が判断して、その業務遂行上必要な社外研修会等の参加費用は、会社が負担します。
- (7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、取締役社長を始め、各取締役と定期的に面談し、情報の共有化を図ります。
 - ② 監査等委員会は、会計監査人と定例の監査日に面談するとともに、定期的に情報交換する打合せ会を開催しております。
 - ③ 内部監査室は内部監査報告書を常勤監査等委員に報告する体制にしております。
 - ④ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

(8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録及び議事録、各取締役が「職務権限規程」、「稟議規程」に基づき決裁した文書等及び取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証と各規程等の改定、更新を行います。

(9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 種々の損失の危険に際して、リスクの影響度の重要性和発生可能性の頻度に応じたリスクの評価を行い、効率的なリスク管理のもとに、損失の危険を最小限にするように取り組みます。
- ② 全社的なリスク管理に備えるため、「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」、「情報セキュリティ委員会」及び「サステナビリティ委員会」を統括する組織として「内部統制委員会」を設置し、定期的に全社的なリスクの評価を実施する体制とします。
- ③ 「リスク管理委員会」は、全社的なリスク等を想定し、対応策等を含めた「リスク管理規程」を制定するとともに、リスク管理に取り組みます。また、この「リスク管理委員会」は全社的な問題に取り組む組織体制にします。
- ④ 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社におけるコンプライアンスに関する基本的な考え方を定め、コンプライアンス態勢の構築・整備を図ることにより、業務の適切性及び経営の健全性を確保する体制にします。
- ⑤ 「情報セキュリティポリシー」の下、「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティ体制を整備します。
- ⑥ 「サステナビリティ方針」の下、「サステナビリティ委員会」を設置し、持続可能な企業成長を確保する体制を整備します。

(10) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念を機軸とする中期経営方針により策定された中期経営計画と年度毎の経営方針に基づき各部門毎に行方方針書を作成するとともに、従業員及びお取引先様への方針発表会等により、経営目標を周知しております。また、当初目標の進捗状況は、取締役、常勤監査等委員、執行役員、部長及び地区長等で構成された課題確認会議において、週次での検証を行っております。

- ② 「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、取締役等の職務権限と責任範囲を定めて、取締役が効率的に職務執行が行える体制を確保しております。
 - ③ 経営上の重要事項につきましては、常勤取締役会及び経営戦略会議で協議検討するとともに、「取締役会規程」により定められている決議事項及び付議事項に該当する事項については、取締役会に付議することを遵守するとともに、全役員に議題に関する資料を事前に配布する体制にします。
- (11) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 社訓、経営理念、幹部憲章及び店長憲章等の行動指針に基づき、取締役及び使用人が法令、定款及び各種規程並びに社会規範を遵守する経営体制を確立します。
 - ② 内部監査部門である内部監査室は、事業全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査等を実施することにより、法令、定款及び社内規程並びに社会規範の遵守を確保します。
 - ③ 内部監査室は監査結果を取締役社長及び監査等委員会へ報告するとともに、取締役に周知する体制とします。
 - ④ 監査等委員会は、内部統制システムを利用した組織的な監査を行うこととします。内部統制システムが適切に構築・運用されているか、内部監査室から報告を受け、必要に応じ、内部監査室に対し具体的な指示を出すことにより監査を行います。
 - ⑤ 選定監査等委員は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、会計監査人と連携して、取締役及び使用人の職務執行の監査を行います。
 - ⑥ 財務報告に係る適正性確保のため、リスク管理委員会の下部組織として「J-SOX法対応委員会」を設置し、重要な業務プロセスにおいてのリスクコントロールの整備をする体制とします。
 - ⑦ 反社会的勢力との関係を持たず、不当な要求等を一切拒絶し、毅然とした態度で対応します。
- (12) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の担当部署を置き、管理することで、子会社の業務の適正を確保する体制としております。
 - ② 子会社の取締役の職務執行を含む重要事項については、当社の取締役会へ子会社担当部署より定期的に報告する体制としております。

- ③ 定期的な当社の取締役会への報告を受け協議し、子会社の損失の危機の管理を子会社担当部署が行っております。
- ④ 子会社の業務執行状況等は、適宜、経営戦略会議及び課題確認会議で、子会社の取締役又は子会社担当取締役より、報告しております。さらに、それら会議体で、当社の取締役及び経営陣幹部と子会社の取締役が、情報交換及び関連業務について協議することで、それぞれの業務の効率化に努めております。
- ⑤ 子会社の一部取締役に当社の取締役及び経営陣幹部が就任し、当社の損失の危険の管理及びコンプライアンス等に関する考え方を共有することで、業務の適正を確保する体制としております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切の関係を持たず、それら勢力からの不当な要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応するものとします。
- ② 基本的な考え方に基づき「行動規範」「行動指針」を定め、社内に周知を図ることとしています。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度の主な運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 当社は、取締役及び従業員に対し、必要なコンプライアンスについて記載をしたコンプライアンス手帳を配布し、各種研修会及び講習会を実施して周知徹底に取り組んでおります。また、取締役及び幹部層には、年に1回のコンプライアンスに関するセルフチェックを実施しております。
また、当社は内部通報規程を定め、従業員からの相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。
- (2) 当社の主要な会議は、取締役会、監査等委員会、常勤取締役会、経営戦略会議、課題確認会議及び内部統制委員会であります。各会議体では、それぞれが持つ目的を果たし、業務の適正を確保するための体制を確保しております。また、取締役会においては、社外取締役が参加することで、取締役の職務執行の適正性及び効率性をさらに高める体制としております。
- (3) 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、独立社外取締役、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換を行い、情報交換等の連携を図っております。また、常勤監査等委員は主要な稟議書の回付を受け取締役の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会、J-SOX法対応委員会及び危機管理委員会等の重要な会議に出席し必要な場合は意見を述べております。
- (4) 内部監査室は、年度監査計画書に基づき、当社の各部門の業務執行の監査を実施しております。その結果及び改善状況は作成した監査報告書にて、代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。また、その写しを対象部門の責任者へ送付しております。
- (5) 当社は、新規取引先と取引を行う場合、反社会的勢力との関連の有無を調査したうえで、取引を開始しております。また、既存取引先についても、定期的に調査し取引継続の可否を判断しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元については、経営の最重要課題の一つとして位置づけており、主に出店等の設備投資など、経営基盤の確立に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。また、配当性向におきましては、2030年2月期末20%を目標とし、段階的に増加させる方針でございます。

この方針のもと、当事業年度の中間配当は普通配当1株当たり26円、期末配当は普通配当26円に、営業収益2,000億円達成記念配当2円及び好業績による普通配当6円を加え、1株当たり34円とし、年間1株当たり60円とさせていただきます。この結果、当事業年度の配当性向は14.4%となりました。

内部留保資金につきましては、新店舗の建設や既存店舗の改装等、設備投資資金に充当し、なお一層の業容拡大を図る所存であります。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行などを目的として適宜検討してまいります。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

| 科 目<br>(資 産 の 部) | 金 額<br>百万円 | 科 目<br>(負 債 の 部)        | 金 額<br>百万円 |
|------------------|------------|-------------------------|------------|
| 流 動 資 産          | 23,040     | 流 動 負 債                 | 25,599     |
| 現 金 及 び 預 金      | 13,851     | 買 掛 金                   | 11,331     |
| 売 掛 金            | 1,710      | 1年内返済予定の長期借入金           | 3,219      |
| 商 品              | 4,761      | リ ー ス 債 務               | 343        |
| 貯 蔵 品            | 5          | 未 払 金                   | 1,507      |
| 前 払 費 用          | 560        | 未 払 法 人 税 等             | 1,706      |
| 未 収 入 金          | 260        | 未 払 消 費 税 等             | 2,046      |
| 預 け 金            | 1,176      | 預 り 収 入 金               | 1,270      |
| そ の 他 金          | 724        | 前 契 約 の 負 債             | 260        |
| 貸 倒 引 当 金        | △11        | 固 定 負 債                 | 468        |
| 固 定 資 産          | 89,829     | 固 定 負 債                 | 3,287      |
| 有 形 固 定 資 産      | 77,204     | 長 期 借 入 金               | 158        |
| 建 物              | 37,544     | リ ー ス 債 務               | 16,841     |
| 構 築 物            | 4,700      | 退 職 給 付 引 当 金           | 7,054      |
| 機 械 及 び 装 置      | 947        | 資 産 除 去 債 務             | 511        |
| 工 具、器 具 及 び 備 品  | 2,375      | 預 り 建 設 協 力 金           | 909        |
| 土 地              | 26,842     | 長 期 預 け 敷 金             | 3,860      |
| リ ー ス 資 産        | 870        | そ の 他 受 取 益 他           | 943        |
| 建 設 仮 勘 定        | 3,923      | 負 債 の 部 合 計             | 2,376      |
| 無 形 固 定 資 産      | 904        | (純 資 産 の 部)             | 905        |
| ソ フ ト ウ ェ ア      | 862        | 株 主 資 本                 | 281        |
| 施 設 利 用 権        | 36         | 資 本 金                   | 70,193     |
| そ の 他            | 5          | 資 本 剰 余 金               | 5,491      |
| 投資その他の資産         | 11,720     | 資 本 準 備 金               | 5,444      |
| 投 資 有 価 証 券      | 2          | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 9          |
| 関 係 会 社 株 式      | 577        | 利 益 剰 余 金               | 59,424     |
| 出 資 金            | 0          | 利 益 準 備 金               | 16         |
| 長 期 前 払 費 用      | 4,327      | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 59,407     |
| 繰 延 税 金 資 産      | 2,265      | 圧 縮 積 立 金               | 447        |
| 敷 金 及 び 保 証 金    | 3,318      | 別 途 積 立 金               | 40,822     |
| 建 設 協 力 金        | 1,159      | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 18,138     |
| そ の 他            | 68         | 自 己 株 式                 | △166       |
| 資 産 の 部 合 計      | 112,869    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 0          |
|                  |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 0          |
|                  |            | 新 株 予 約 権               | 234        |
|                  |            | 純 資 産 の 部 合 計           | 70,428     |
|                  |            | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計   | 112,869    |

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

— 47 —

# 株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

|                              | 株主資本         |              |                  |                 |           |            |               |               |                 |
|------------------------------|--------------|--------------|------------------|-----------------|-----------|------------|---------------|---------------|-----------------|
|                              | 資本金          | 資本剰余金        |                  |                 | 利益剰余金     |            |               |               |                 |
|                              |              | 資本<br>準備金    | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金   |               |               | 利益<br>剰余金<br>合計 |
|                              |              |              |                  |                 |           | 圧縮<br>積立金  | 別途<br>積立金     | 繰越利益<br>剰余金   |                 |
| 当 期 首 残 高                    | 百万円<br>5,444 | 百万円<br>5,387 | 百万円<br>9         | 百万円<br>5,396    | 百万円<br>16 | 百万円<br>464 | 百万円<br>35,022 | 百万円<br>16,119 | 百万円<br>51,622   |
| 当事業年度中の変動額                   |              |              |                  |                 |           |            |               |               |                 |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の発行)      | 47           | 47           |                  | 47              |           |            |               |               |                 |
| 剰 余 金 の 配 当                  |              |              |                  |                 |           |            |               | △1,111        | △1,111          |
| 当 期 純 利 益                    |              |              |                  |                 |           |            |               | 8,913         | 8,913           |
| 圧 縮 積 立 金 の 取 崩              |              |              |                  |                 |           | △16        |               | 16            | －               |
| 別 途 積 立 金 の 積 立              |              |              |                  |                 |           |            | 5,800         | △5,800        | －               |
| 自 己 株 式 の 取 得                |              |              |                  |                 |           |            |               |               |                 |
| 株主資本以外の項目の当<br>事業年度中の変動額（純額） |              |              |                  |                 |           |            |               |               |                 |
| 当事業年度中の変動額合計                 | 47           | 47           | －                | 47              | －         | △16        | 5,800         | 2,018         | 7,802           |
| 当 期 末 残 高                    | 5,491        | 5,434        | 9                | 5,444           | 16        | 447        | 40,822        | 18,138        | 59,424          |

|                              | 株主資本 |            | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|------------------------------|------|------------|------------------|----------------|-------|--------|
|                              | 自己株式 | 株主資本<br>合計 | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
|                              | 百万円  | 百万円        | 百万円              | 百万円            | 百万円   | 百万円    |
| 当 期 首 残 高                    | △166 | 62,295     | 1                | 1              | 217   | 62,514 |
| 当事業年度中の変動額                   |      |            |                  |                |       |        |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の発行)      |      | 95         |                  |                |       | 95     |
| 剰 余 金 の 配 当                  |      | △1,111     |                  |                |       | △1,111 |
| 当 期 純 利 益                    |      | 8,913      |                  |                |       | 8,913  |
| 圧 縮 積 立 金 の 取 崩              |      | －          |                  |                |       | －      |
| 別 途 積 立 金 の 積 立              |      | －          |                  |                |       | －      |
| 自 己 株 式 の 取 得                | △0   | △0         |                  |                |       | △0     |
| 株主資本以外の項目の当<br>事業年度中の変動額（純額） |      |            | △0               | △0             | 16    | 16     |
| 当事業年度中の変動額合計                 | △0   | 7,897      | △0               | △0             | 16    | 7,913  |
| 当 期 末 残 高                    | △166 | 70,193     | 0                | 0              | 234   | 70,428 |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却  
原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ. 商 品

生 鮮 食 品……………最終仕入原価法

センター在庫商品……………移動平均法による原価法

そ の 他 の 商 品……………売価還元法による原価法

ロ. 貯 蔵 品……………最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有 形 固 定 資 産……………定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ② 無 形 固 定 資 産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ 長期前払費用……………均等償却によっております。  
なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ④ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### ① 商品の販売に係る収益認識

顧客との契約から生じる収益は、主に店舗における商品の販売によるものであり、これらの商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

#### ② 自社ポイント制度に係る収益認識

商品の販売時に自社ポイントを付与するサービスの提供は、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して履行義務に配分した取引価格を契約負債として収益から控除して繰り延べ、顧客のポイント利用に従い収益を認識しております。

なお、商品の販売をともなわない自社会員カード（ハロカ）への現金チャージに応じて付与するポイントは、将来利用されると見込まれる金額を費用としております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (固定資産の減損)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損会計の適用対象となる固定資産は、総資産の72.9%を占めており、その内容は次のとおりであります。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| ・有形固定資産            | 77,204百万円 |
| ・無形固定資産            | 904百万円    |
| ・投資その他の資産（長期前払費用）  | 4,138百万円  |
| 減損会計の適用対象となる固定資産合計 | 82,247百万円 |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度において一部の店舗に減損の兆候を認めましたが、以下の方法、仮定に基づき評価した結果、減損損失の認識は不要と判断しております。

##### ① 金額の算出方法

固定資産の減損の兆候の有無を把握するにあたっては、主として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、営業損益が継続してマイナスとなっている若しくは継続してマイナスとなる見込みの店舗又は固定資産の市場価格が著しく下落した店舗等に減損の兆候があると判断しております。減損の兆候があると判断された資産グループについては、減損損失の認識の要否判定のために、割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。この結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額は減損損失として計上することとしております。

##### ② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当事業年度において減損の兆候があると判断した店舗について、減損損失の認識の要否判定のために用いた割引前将来キャッシュ・フローは、直近の店舗損益実績を踏まえて策定した取締役会承認済みの翌事業年度の店舗損益予算を基礎に、過去の実績推移、周辺の人口動態を考慮した結果、将来の見積期間における営業損益が翌事業年度の店舗損益予算の水準で推移すると仮定し見積っております。なお、直近に開店した店舗や改装を実施する店舗の割引前将来キャッシュ・フローは、過去に同様の状況にあった店舗における売上高の趨勢を考慮し、一定期間売上高が増加すると仮定し見積っております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積り及び仮定について、将来の予測不能な市場環境の変化等により見直しが必要となった場合、減損損失が計上される可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

資産除去債務の一部について見積りの変更を行っています。その内容については、「13. その他の注記（資産除去債務）」に記載しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 38,233百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物 306百万円

② 担保に係る債務の金額

流動負債「その他」 8百万円

預り建設協力金 39百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 542百万円

長期金銭債権 793百万円

短期金銭債務 101百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入 68百万円

売上原価 751百万円

販売費及び一般管理費 192百万円

営業取引以外の取引による取引高 14百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 21,431,400株     | 26,700株        | －株             | 21,458,100株    |

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 26,700株

(3) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 72,275株         | 43株            | －株             | 72,318株        |

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による自己株式の増加 43株

(4) 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------|-------|--------|----------|----------------|----------------|
| 2024年4月11日<br>取締役会 | 普通株式  | 555百万円 | 26円      | 2024年<br>2月29日 | 2024年<br>5月24日 |
| 2024年9月27日<br>取締役会 | 普通株式  | 555百万円 | 26円      | 2024年<br>8月31日 | 2024年<br>11月6日 |

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------|-------|-------|--------|----------|----------------|----------------|
| 2025年4月14日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 727百万円 | 34円      | 2025年<br>2月28日 | 2025年<br>5月30日 |

(5) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の総数

|               |      |         |
|---------------|------|---------|
| 第4回新株予約権      | 普通株式 | 79,800株 |
| 第5回新株予約権      | 普通株式 | 79,700株 |
| 2016年度役員新株予約権 | 普通株式 | 14,200株 |
| 2017年度役員新株予約権 | 普通株式 | 7,200株  |
| 2018年度役員新株予約権 | 普通株式 | 6,300株  |
| 2019年度役員新株予約権 | 普通株式 | 7,600株  |
| 2020年度役員新株予約権 | 普通株式 | 5,900株  |
| 2021年度役員新株予約権 | 普通株式 | 6,400株  |
| 2022年度役員新株予約権 | 普通株式 | 6,500株  |
| 2023年度役員新株予約権 | 普通株式 | 7,200株  |
| 2024年度役員新株予約権 | 普通株式 | 5,900株  |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|              |          |
|--------------|----------|
| 未払事業税等       | 153百万円   |
| 契約負債         | 222百万円   |
| 退職給付引当金      | 277百万円   |
| 未払金（役員退職慰労金） | 85百万円    |
| 未払従業員賞与      | 72百万円    |
| 借地手数料等否認     | 925百万円   |
| 減価償却限度超過額    | 39百万円    |
| 長期前受収益否認     | 238百万円   |
| 資産除去債務       | 1,177百万円 |
| 減損損失         | 93百万円    |
| その他          | 120百万円   |
| 繰延税金資産合計     | 3,406百万円 |

(繰延税金負債)

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 建設協力金           | 20百万円           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 915百万円          |
| 圧縮積立金           | 196百万円          |
| その他             | 7百万円            |
| 繰延税金負債合計        | <u>1,140百万円</u> |
| 繰延税金資産の純額       | <u>2,265百万円</u> |

(注) 決算日後の法人税等の税率の変更

2025年3月31日に防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を含む「所得税法等の一部を改正する法律」(法律第13号)が公布されました。

当該法律により、防衛特別法人税が新設され、2026年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。

これにともない、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、2026年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の30.5%から31.4%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が51百万円増加し、法人税等調整額が同額減少します。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に食料品の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗設備の建設等によるものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであり、返済期日は決算日後、最長で5年後であります。長期預り敷金保証金及び預り建設協力金は、主に商業施設の賃貸借契約によるものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

建設協力金、敷金及び保証金は、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社の借入金は、主に固定金利であるため金利変動リスクはほとんどありません。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画を作成するとともに、金融機関との当座貸越枠を利用することなどにより手元流動性を高め、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

|                      | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額     |
|----------------------|----------|--------|--------|
| ①敷金及び保証金             | 3,318    | 2,018  | △1,300 |
| ②建設協力金（1年内回収予定を含む）   | 1,295    | 1,264  | △30    |
| 資産計                  | 4,614    | 3,282  | △1,331 |
| ①長期借入金（1年内返済予定を含む）   | 10,273   | 10,147 | △126   |
| ②長期預り敷金保証金           | 2,376    | 1,369  | △1,006 |
| ③預り建設協力金（1年内返済予定を含む） | 1,095    | 1,051  | △43    |
| 負債計                  | 13,744   | 12,568 | △1,176 |

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分                   | 時価   |        |      |        |
|----------------------|------|--------|------|--------|
|                      | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| ①敷金及び保証金             | －    | 2,018  | －    | 2,018  |
| ②建設協力金（１年内回収予定を含む）   | －    | 1,264  | －    | 1,264  |
| 資産計                  | －    | 3,282  | －    | 3,282  |
| ①長期借入金（１年内返済予定を含む）   | －    | 10,147 | －    | 10,147 |
| ②長期預り敷金保証金           | －    | 1,369  | －    | 1,369  |
| ③預り建設協力金（１年内返済予定を含む） | －    | 1,051  | －    | 1,051  |
| 負債計                  | －    | 12,568 | －    | 12,568 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

① 敷金及び保証金及び② 建設協力金（１年内回収予定を含む）

これらの時価は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

負債

① 長期借入金（１年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

② 長期預り敷金保証金及び③ 預り建設協力金（１年内返済予定を含む）

これらの時価は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、賃貸用の店舗（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 貸借対照表計上額 | 時価     |
|----------|--------|
| 14,532   | 16,361 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の<br>名称    | 議決権等<br>の所有割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容        | 取引金<br>額 | 科目                 | 期末残高 |
|-----|---------------|----------------------|-------------------------|--------------|----------|--------------------|------|
| 子会社 | 株式会社<br>西条プラザ | 所有<br>直接<br>100%     | 不動産の賃<br>借<br><br>役員の兼務 | 建設協力金<br>の回収 | 75       | その他流動資産            | 75   |
|     |               |                      |                         |              |          | 建設協力金              | 793  |
| 子会社 | 株式会社<br>藤屋    | 所有<br>直接<br>100%     | 惣菜の仕入<br><br>役員の兼務      | 資金の貸付        | 467      | その他流動資産<br>(短期貸付金) | 467  |
|     |               |                      |                         | 受取利息の<br>計上  | 3        | その他流動資産<br>(未収収益)  | 3    |
|     |               |                      |                         | 惣菜の仕入        | 751      | 買掛金                | 101  |

(注) 1.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2.資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注) 3.惣菜の仕入につきましては、市場価格の動向や他社との取引条件等を勘案の上決定しております。

# 10. 収益認識に関する注記

## (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 売上高     | 営業収入  |
|---------------|---------|-------|
| 青果            | 23,778  | 210   |
| 鮮魚            | 13,755  | －     |
| 惣菜            | 28,268  | 197   |
| 精肉            | 24,020  | －     |
| 生鮮合計          | 89,822  | 408   |
| デイリー          | 49,362  | －     |
| 一般食品          | 33,408  | 65    |
| 菓子            | 12,753  | －     |
| 酒類            | 11,023  | －     |
| 雑貨            | 8,216   | 156   |
| 催事            | 259     | 121   |
| ドライ合計         | 115,024 | 343   |
| その他           | －       | 783   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 204,846 | 1,535 |
| その他の収益        | －       | 4,370 |
| 外部顧客への売上高     | 204,846 | 5,906 |

(注)「その他の収益」の主な内容は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれるリース取引(動産及び不動産の賃貸収入)であります。

## (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項

(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                     | 当事業年度 |
|---------------------|-------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 1,514 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 1,710 |
| 契約負債（期首残高）          | 3,145 |
| 契約負債（期末残高）          | 3,287 |

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、顧客が利用したクレジットカード決済並びにその他電子決済により生じた売掛金であります。

(注) 2. 契約負債は自社会員カード（ハロカ）への現金チャージ分及び付与したポイント等が期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

ハロカへの現金チャージ分及び付与したポイント等の残存履行義務に配分した価格については3,287百万円であり、1年程度で使用され収益を認識することを見込んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

|                       |        |     |
|-----------------------|--------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額         | 3,282円 | 29銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 416円   | 95銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 415円   | 14銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 13. その他の注記

#### 資産除去債務

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

##### ① 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約にともなう原状回復義務であります。

##### ② 当該資産除去債務の算定方法

不動産賃貸借契約期間又は建物の法定耐用年数(主に34年)を使用見込期間と見積り、取得時における国債の利回り等適切な指標の割引率を使用して算定しております。

##### ③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 期首残高              | 1,686百万円        |
| 有形固定資産の取得にともなう増加額 | 32百万円           |
| 見積金額の変更による増加額     | 2,116百万円        |
| 時の経過による調整額        | 33百万円           |
| 資産除去債務の履行等による減少額  | △9百万円           |
| 期末残高              | <u>3,860百万円</u> |

##### ④ 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、不動産賃貸借契約にともなう原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去等原状回復費用の新たな情報の入手にともない、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積額の変更を行っております。

この見積りの変更による増加額2,116百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月21日

株式会社ハローズ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 重久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 幸治  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハローズの2024年3月1日から2025年2月28日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月22日

株式会社ハローズ 監査等委員会

常勤監査等委員 小 田 俊 二 ㊞

常勤監査等委員 尾 崎 和 正 ㊞

監査等委員 岡 本 均 ㊞

(注1) 監査等委員のうち尾崎和正及び岡本均は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 2023年5月25日開催の第65回定時株主総会で選任された監査等委員のうち藤原恵子は、2024年6月12日をもって退任いたしました。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

(ツクボグンハヤシマチョウ)

会 場

岡山県都窪郡早島町早島3270番地1

株式会社ハローズ 本部 2階大会議室

電話 (086) 483-1011

(ハヤシマ)

最寄駅

JR宇野線、瀬戸大橋線早島駅下車2.3km タクシー約5分

(ナカシヨウ)

JR山陽本線中庄駅下車3.2km タクシー約10分

